

区分	年度
地域指定年度	昭和 48 年度
計画策定年度	昭和 49 年度
計画見直し年度	平成 9 年度
	平成 21 年度
	平成 27 年度
	令和 2 年度
	令和 7 年度

## 瀬戸市農業振興地域整備計画書

令和 8 年 2 月

愛 知 県 瀬 戸 市

## 目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	4
ア	農用地等利用の方針	4
イ	用途区分の構想	5
2	農用地利用計画変更の基本方針	6
3	農用地利用計画	7
第2	農業生産基盤の整備開発計画	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	農業生産基盤整備開発計画	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
4	他事業との関連	9
第3	農用地等の保全計画	10
1	農用地等の保全の方向	10
2	農用地等保全整備計画	10
3	農用地等の保全のための活動	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進計画	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用に関する誘導方向	12
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用の促進を図るための方策	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第5	農業近代化施設の整備計画	16
1	農業近代化施設の整備の方向	16

2	農業近代化施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	18
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	18
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	18
3	農業を担うべき者のための支援の活動	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	20
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	20
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	20
3	農業従事者就業促進施設	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第8	生活環境施設の整備計画	22
1	生活環境施設の整備の目標	22
2	生活環境施設整備計画	23
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	23
第9	付図	24
1	土地利用計画図 (付図1号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号) (該当なし)	
3	農用地等保全整備計画図 (付図3号) (該当なし)	
4	農業近代化施設整備計画図 (付図4号) (該当なし)	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号) (該当なし)	
6	生活環境施設整備計画図 (付図6号) (該当なし)	
7	農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面 (付図7号)	

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域 ..... 地番一覧表

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 ..... 該当なし

(2) 用途区分 ..... 地番一覧表

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

瀬戸市（以下「本市」という。）は、愛知県の北部、中部圏の中心都市名古屋市から20km圏内に位置している。周囲が全て他の市町と隣接している内陸都市で、東は豊田市、西は名古屋市守山区、尾張旭市、春日井市、南は長久手市、北は岐阜県多治見市、土岐市の7市に隣接している。面積は11,140haで、その内、農業振興地域（以下「本地域」という。）は市街化区域、市街化調整区域にある森林等を除いた822haである。

地形は、尾張丘陵上に位置し、西に向かって流下している一級河川庄内川水系の水野川、矢田川及び瀬戸川の3河川が標高100m以下の沖積平野を形成し、土壌は、木節粘土、蛙目粘土、けい砂を大量に含み、良質な窯業原料となっている。このため、良好な土壌条件を背景にやきものの1,000年余の歴史を刻むまちの成立の基礎的な要因となっている。

気候は平均気温が16.9℃、平均湿度が65.2%、降水量が1,409.0mmで、水田作や畑作に適した温暖な気候である。

農業用水は、主に水野川、矢田川などの河川から取水し、かんがいしている。

本市は、中部圏の中心都市名古屋市から20km圏内に位置し、東海環状自動車道、国道3路線（155号、248号、363号）、県道13路線等の広域交通網が整備され、農産物を出荷するための交通アクセスには恵まれている。

本市の令和2年（国勢調査）における総人口は127,792人で、東海環状自動車道等の自動車交通網の整備に伴う都市化の進展や産業構造の変化により、第3次産業就業者が増加し、第1次産業から他産業へのシフトがみられ、総人口に占める農家人口（304人：令和2年農林業センサス）の割合は、0.2%になっている。また、農業従事者の高齢化と担い手の減少などから、遊休化した農用地が増加し、住宅地や店舗等の開発による農用地から宅地等への転換も避けられない情勢にあり、周辺の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあるなど、農業を取り巻く環境は厳しくなっている。

農業を取り巻く環境は、都市化の進展に伴い、農家戸数が減少し、農業従事者の高齢化、後継者不足等から農業構造がぜい弱な状況にある。

今後も、農家人口は減少し、令和7年の農家人口は260人、総農家戸数は90戸、令和12年の農家人口は210人、総農家戸数は80戸になる見通しである。

本市は、第6次瀬戸市総合計画で、「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」を将来像に、消費のニーズに応じた”地産地消“や6次産業化の推進、企業参入などにより、遊休農地の発生を抑制するとともに、農業を継続できる環境を整えることとしている。

農用地は、農業の持続的な発展のための最も基礎的な資源であること、加えて国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を有した市民共通の財産でもあることを十分認識し、関係機関と十分に調整し適正な土地利用の誘導を図っていかねばならない。

このような中、本市は、水稻等の土地利用型農業と、施設野菜等の集約型農業を基本とした効率的な農業の振興に努めていく。

そこで、認定農業者等（以下「担い手」という。）の育成のもと、農地の利用集積を強力に推進するとともに、地域の合意形成に基づいた農地の有効利用と生産性の高い農業を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を展開し、「多様な担い手の育成・確保」、「農作業の効率化」を図り、農業の持続的発展に努めていく。

また、地産地消や収穫体験など都市と農村との交流に重点を置いた取り組みを積極的に展開し、遊休農地等を有効活用することで、農地の多面的機能の発揮に努めていく。

さらに、地場農産物の販路拡大の展開に向けて、地場農産物による農産物加工品の開発や販売促進など6次産業化に取り組んでいく。

農業振興地域における用途別の土地利用の現況及び将来目標は次表のとおりである。

単位：ha, %

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数 (ha)	比率 (%)
現在 令和6年	336	40.9	4	0.5	48	5.8	434	52.8	822	100
目標 令和16年	305	37.1	4	0.5	44	5.4	469	57.1	822	100
増減	△31	—	0	—	△4	—	35	—	0	—

(注) 面積・比率は端数処理してあるため、合計と一致しないことがある。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

将来的にも優良農用地として確保・保全する農地等に対して農業振興施策を集中的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営体を始めとして多様な担い手を育成し、活力ある豊かな農村づくりを実現するために、農地の高度利用に努めることが相当であると認められる土地について、農業振興地域内にある現況農用地 336ha のうち、次に掲げる a～c に該当する農用地 32ha について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地
  - 10ha 以上の集団的な農用地
- b 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある土地
  - 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
  - 農用地の造成及びほ場の区画整理
  - 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

- c a 及び b 以外の土地においても、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・ 高収益をあげている施設園芸のハウス
  - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地

ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当集落数 1 該当農用地 約 1ha

- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 約 303ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針である。

農業用施設の名称	位置（集落名）	面積	農業用施設の種類
畜産用施設	品野開拓	3.5ha	豚舎・管理舎 糞尿処理施設
計		3.5ha	

(注) 上表に記載する農業用施設用地は、集团的に存在している農業用施設用地でその団地規模がおおむね2ha以上のものとする。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農用地区域に設定することが必要な森林、原野等は存在しない。

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

本地域の現況農用地 336ha のうち、32ha について、また、現況農業用施設用地 4ha について農用地区域を設定する方針である。

本市における農用地は、大半が田で、水稲主体の土地利用型農業の生産基盤として利用しているほか、生産基盤として利用することで、農業が持つ多面的機能を発揮しているため、水稲主体の持続的な農用地の利用を図ることが重要である。

ほ場条件が整った田は、担い手への農地の利用集積を推進し、農地の高度利用を進めるため、農業用水路整備補修、農道整備補修等の農業生産基盤の整備を推進し、優良農地の確保を図る。

畑地は、消費地に隣接した利点を活かした露地野菜の生産が行われている。今後は、生産者の顔が見える安全・安心な農産物の多品目化による地産地消を、既存の農産物直売所（道の駅瀬戸しなの）を活かして実施していくほか、小学生や都市住民の農作業体験の場として、農地の利用に努めていく。

農業用施設用地は、畜舎、たい肥製造施設等の農業近代化を図る施設の土地であり、耕畜連携を図りつつ、施設の高度利用に努める。

近年は、ほ場条件の悪い農地から耕作放棄が進みつつあるほか、有害鳥獣による農作物の食害が増加している。このため、農作物の安定生産と農用地の保全により、遊休農地の発生抑制を図るとともに、鳥獣等の生態に応じた効果の高い防護柵の設置などを通じて、農地の高度利用に努めていく。

単位：ha

区分 地区名	農地	採草 放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計	森林・ 原野等
品野地区	20	—	—	4	24	1
水野地区	8	—	—	—	8	1
幡山地区	4	—	—	—	4	1
計	32	—	—	4	36	3

(注) 面積は端数処理してあるため、各項目の合計と計は一致しないことがある。

## イ 用途区分の構想

### (ア) 品野地区

品野地区の農用地は、鳥原地域、上半田川地域、北丘地域の3つの地域で構成される。

鳥原地域と上半田川地域は、農業生産基盤の整備が行われ、ほ場の区画整理のほか、農道、農業用水路を完備した優良農地が展開し、水稻を主体に、露地野菜の作付けが行われ、認定農業者による農地の利用集積や農作業の受委託が進んでいる。今後は、「水稻＋露地野菜」など効率的かつ安定的な基幹経営体の育成を目標に、担い手への農地の利用集積を推進し、優良農地の保全と水路・農道等の地域資源の保全を図る。

北丘地域は、国道248号の西に位置し、丘陵地に養豚農家が一団地を形成しているため、畜舎などを農業用施設用地に引き続き設定し、養豚専業を中心とする効率的かつ安定的な基幹経営体の育成に努める。

### (イ) 水野地区

水野地区の農用地は、本郷・十軒地域で構成される。

本郷・十軒地域に展開する農地は、国道155号と市街化区域に囲まれ、愛知用水によってかんがいが行われている。また、ほ場の区画整理がされ、農道、農業用水路を完備した優良農地が展開し、水稻を主体に、露地野菜などの作付けを行っている。今後「水稻＋露地野菜」を中心とする効率的かつ安定的な基幹経営体の育成を目標に、農地の流動化を進め、担い手への農地の利用集積を図る。

### (ウ) 幡山地区

幡山地区の農用地は駒前地域で構成される。

駒前地域は、国道363号の南、本地川と市道駒前線に囲まれた地域に位置し、ほ場の区画整理がされ、農道、農業用水路を完備した優良農地が展開し、水稻を主体に、露地野菜の作付けを行っている。今後は、「水稻＋露地野菜」など効率的かつ安定的な基幹経営体の育成を目標に、担い手への農地の利用集積を推進し、農地の高度利用を図る。

## 2 農用地利用計画変更の基本方針

### (1) 編入

以下のいずれかの条件を満たす土地の農用地区域への編入に努める。

- ア 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が過去に実施された土地（都市計画区域決定以前に施工された事業を除く）、又は実施されることが見込まれる土地
- イ 面積が概ね 10ha 以上の一団の農地で、今後優良農地として保全していくことが望ましい土地
- ウ 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地

### (2) 除外

以下のいずれかの条件を満たす土地の農用地区域からの除外を検討する。

#### ア 近代化不可の土地

自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとするが、除外に当たっては、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難と認められる次の要件のすべてを満たす土地とする。

ただし、次の要件すべてを満たしている場合であっても地域計画の区域内の土地については、対象外とする。

- (ア) 過去に農業生産基盤整備事業（※1）が実施されておらず、今後も農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地
- (イ) 自然的・地形的な条件から見て、生産性の低い土地で、農業の効率的近代化が図れない土地
- (ウ) 除外することによって、近隣の農用地等に与える影響が軽微である土地であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地

※1 農業生産基盤整備事業には、工事完了後 30 年以上経過した事業は含めない。

#### イ 集落等介在地

集落等に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとするが、除外に当たっては、最小限に止めるものとし、必ずしも農用地等が荒廃化している等の土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難であると認められる次の要件のすべてを満たす土地とする。

ただし、次の要件すべてを満たしている場合であっても地域計画の区域内の土地については、対象外とする。

- (ア) 相当期間（※2）、農業生産基盤整備事業が実施されていない土地
- (イ) 住宅、店舗、道路、地域の広場・公園等の集落施設に介在している土地

- (ウ) 地域の平均的整備規模以下の小規模な飛び農用地等となっている土地
- (エ) 周辺の既存農用地区域内農用地等と一体的な効率的利用が困難な概ね 30a 以下の土地
- (オ) 除外することによって、近隣の農用地等に与える影響が軽微である土地であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地
- (カ) 原則 3 方向以上が宅地等に囲まれた概ね 30 a 以下の土地

※2 相当期間とは、20 年以上経過していることとする。

(集落等介在地の面積基準)

現在、本市のほ場は、概ね 10 a 区画で整備されているが、近代的なほ場整備は少なくとも 30 a 以上で整備されることから、農地の集団としての規模が概ね 30 a 以下の農地を基準とした。

#### ウ 個別案件

農用地区域内の土地を公共施設の用に供すること及び民間等の開発を行うことが必要かつやむを得ないことにより、農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供するためには、次の（ア）～（ウ）の要件のすべてを満たす場合について、農用地区域からの除外を検討する。また、公共性が特に高いと認められる事業に係る施設で、農林水産省令で定めるものの用に供される土地（公共・公益事業用地）についても農用地区域からの除外を検討する。

- (ア) 本市の農業振興に与える影響が軽微であること
- (イ) 法第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号の要件のすべてを満たすこと
- (ウ) 開発計画の実施に必要な他法令の許認可等の見込みがあり、事業等の実現性があること

### 3 農用地利用計画

別記農用地利用計画（農用地区域及び用途区分）のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備及び開発は、農業者が生産性を高めて効率的かつ安定的な農業経営を行い、かつ収益性の高い農業を営むために生産性の向上を図るものである。

また、土地改良事業で整備されたほ場や土地改良施設は、土地利用の高度化、水利用の合理化を図り、高性能機械導入による生産性向上と農作業の効率化に資するものである。

今後は、地域の現状を十分考慮し、環境との調和に配慮し、農業者や地域住民との合意形成を得た中で、ほ場区画、用排水路、農道等の整備等を推進する。

環境との調和については、地域に生息する生態系への配慮を図るほか、水源かん養機能、農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能の維持増進が図られるよう細かい配慮に努めていく。

#### (1) 品野地区

この地区の農用地は鳥原地域、上半田川地域、北丘地域の3つの地域で構成される。

鳥原地域及び上半田川地域に展開する農地は、農業生産基盤の整備が行われ、ほ場の区画整理のほか、農道、農業用水路を完備した優良農地が展開し、大型機械の導入が行われ、認定農業者による農地の利用集積や農作業の受委託が進んでいる。

今後とも鳥原地域と上半田川地域に展開する農地は優良農地として確保するため、農業用水路及び農道等の農業生産基盤の維持に努める。

#### (2) 水野地区

この地区の農用地は本郷・十軒地域で構成される。

本郷・十軒地域に展開する農地は、農業生産基盤の整備が行われ、ほ場の区画整理のほか、農道、農業用水路を完備した優良農地が展開し、水稻を主体に、露地野菜、果樹などの作付けを行っている。

今後とも本郷・十軒地域に展開する農地は、優良農地として確保するため、農業用水路及び農道等の農業生産基盤の維持に努める。

#### (3) 幡山地区

この地区の農用地は駒前地域で構成される。

駒前地域に展開する農地は、農業生産基盤の整備が行われ、ほ場の区画整理のほか、農道、農業用水路を完備した優良農地が展開し、主に、水稻、露地野菜の作付けを行っている。

今後とも優良農地の保全を図るため、農業用水路及び農道等の農業生産基盤の維持に努める。

**2 農業生産基盤整備開発計画**

該当なし

**3 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし

**4 他事業との関連**

該当なし

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

農用地は、食料生産の場であるとともに、美しい景観、水源のかん養など国土や環境を保全するとともに、遊水調整による防災機能を発揮する等、農業生産活動を行うことにより生ずる多面的機能を発揮している。

しかし、農業者の高齢化や担い手不足など農業生産環境の変化により、農用地等が持つ多面的機能が低下することが懸念されている。このため、無秩序な土地利用や遊休農地の増加を防ぎ、生産基盤である農地を営農に適した良好な状態で保全することが重要である。このため、農地流動化による農用地利用集積の推進と、耕地利用率の向上を図ることで、農用地等の保全に努めていく。

農業生産基盤として利用を図る農地は、農業委員会等との連携を図り、農地中間管理事業を積極的に実施し、農用地等の保全に努めていく。

また、有害鳥獣による農作物の食害が増加傾向にあるため、被害が多い地域を対象に有害鳥獣対策として、鳥獣による被害防止施設等の整備を促進し、被害の抑制に努めていく。

それ以外の農地は、小学生や都市住民の農作業体験の場として農地の利用に努めるなど、多様な農地の利用による農用地の保全に努めていく。

さらに、ため池、用水路等の土地改良施設（以下「施設」という。）の老朽化が進んでいて、施設機能が低下しつつある。このため、修繕の必要がある施設を対象に、施設機能の維持に努めていく。

なお、農道や水路の補修に当たっては、地域及び住民による保全活動の推進に努めていく。

##### (1) 品野地区

農地中間管理事業を活用し、農用地の保全に努める。

##### (2) 水野地区

農地中間管理事業を活用し、農用地の保全に努める。

##### (3) 幡山地区

農地中間管理事業を活用し、農用地の保全に努める。

#### 2 農用地等保全整備計画

該当なし

### 3 農用地等の保全のための活動

#### (1) 遊休農地の解消

- ・農業委員会等との連携を図り、農地中間管理事業を積極的に実施するとともに、農業委員会が運営する瀬戸市農地バンクを活用して農地の貸借を促進し、また、農作業の受委託を推進するなど、遊休農地の発生抑制に努めていく。

#### (2) 担い手への農地集積

- ・地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）における協議の場を活用し、集落での現状と将来について話し合い活動を重ね、集団的な農地利用の方向を定める取組みに努めていく。
- ・農地中間管理事業を活用し、「地域計画」に位置づけられた地域の中心となる経営体である認定農業者等の担い手や新規就農者への農地の利用集積に努めていく。また、出し手への周知を積極的に行っていく。
- ・農業者の高齢化や担い手不足が遊休農地発生の要因であるため、県・農業委員会・JA等と連携し、就農相談や青年等就農資金等を積極的に活用するなど、新規就農者の受け入れに努めていく。

#### (3) 農業水利施設の計画的な保全の推進

- ・農業水利施設は、地域の用水源として重要な役割を果たしている。このため、農業水利施設の老朽化に対応し、長寿命化に向け、適切な保全管理に努めていく。

#### (4) 鳥獣被害防止対策

- ・鳥獣被害が増加傾向にあるため、農作物の食害の多い地域を中心に鳥獣被害防止対策を実施している。今後も、捕獲による被害対策とあわせて、防止柵などの設置や鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めていく。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

#### 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

##### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

###### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業が維持発展していくためには、他産業従事者と均衡のとれた農業所得が期待できる担い手の育成が必要である。このため、農地中間管理事業により農地の流動化を推進し、認定農業者などの担い手に対する農用地の利用集積、規模拡大を図るため、「地域計画」への位置づけや、関係機関との情報共有化及び連携の強化を図る。

また、水稻、露地野菜、畜産（酪農、肉用牛、養豚）等による複合経営を推進し、農業を主体とする経営体が地域における他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得（基幹経営体 600 万円程度）、1 人当たりの年間労働時間（基幹経営体は 1,800 時間程度）の水準を実現できるよう経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進する。

さらに、瀬戸農業塾の卒塾者を主に、新規就農のための誘導を図り、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき指標（年間農業所得 250 万円程度、1 人当たりの年間労働時間 2,000 時間程度）に向けた農業経営のための指導・育成に努める。

###### ア 品野地区

「稲作」、「酪農＋その他」、「肉用牛」、「養豚一貫経営」などの営農類型による農業経営を目標とする。

###### イ 水野地区

「稲作＋露地野菜」、「露地野菜」、「施設野菜」などの営農類型による農業経営を目標とする。

###### ウ 幡山地区

「稲作＋雑穀・いも類・豆類」、「肉用牛」などの営農類型による農業経営を目標とする。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
基幹 経営体	水稲作＋ 飼料用米	20ha	水稲＝ 13ha 飼料用米＝ 7ha 作業受託(水稲基幹 4 作業)＝ 10ha	—	—
	水稲作＋ 露地ナス	1.5ha	水稲＝ 1ha 露地ナス＝ 50a	—	—
	水稲作＋ ジネンジョ	15.1ha	水稲＝ 15ha ジネンジョ＝ 10a 作業受託(水稲基幹 4 作業)＝ 10ha	—	—
	水稲作＋ シイタケ	16ha	水稲＝ 15ha シイタケ＝ 6,000本(1ha) 作業受託(水稲基幹 4 作業)＝ 10ha	—	—
	酪農	搾乳牛 45 頭 育成牛 22 頭	—	—	—
	肉牛	和牛 300 頭	—	—	—
	養豚 一貫経営	繁殖母豚 100 頭	—	—	—
個別 経営体	トマト 専作経営	畑 15a	トマト＝ 15a	—	—
	露地野菜	畑 37a	露地野菜＝ 74a	—	—

資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和7年4月）より抜粋

## （2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営の改善による望ましい経営体を育成するため、土地利用型農業を目指す農業者は、農業委員会や農地中間管理機構が中心となり、農地の掘り起こし活動を強化する中で、農地の貸し手と借り手に係る情報を一元的に把握し、両者を適切に結びつける活動の強化と、これらの農地の流動化において、効率的な農業経営のために、集団化・連担化した条件で地域農業の担い手に農地が集積されるよう努めていく必要がある。

このため「地域計画」を活用しながら地域での話し合いと合意形成を積極的に推進し、農地を集積する中で、認定農業者の育成を行い、効率的かつ安定的な経営体の育成に努めていく。

また、兼業農家や高齢者農家が安心して農作業を委託できる認定農業者や受託組織を

育成するため、県・市・J A等が連携を取る中で、地域農業の担い手となる生産組織の充実に努めていく。

#### ア 品野地区

品野地区は、水稲、露地野菜の作付けのほか、畜産を行っている。

今後は、農業委員会や農地中間管理機構を中心に、農地の集積や農作業受委託によって、担い手に農地の利用集積を推進するほか、市内の子どもたちに食農教育を図る。

#### イ 水野地区

水野地区は、水稲、露地野菜の作付けを行っている。

今後は、農業委員会や農地中間管理機構を中心に、農地の集積や農作業受委託によって、担い手に農地の利用集積を推進する。

#### ウ 幡山地区

幡山地区は、水稲、露地野菜の作付けを行っている。

今後は、農業委員会や農地中間管理機構を中心に、農地の集積や農作業受委託によって、担い手に農地の利用集積を推進する。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

魅力ある農業経営と生産性の高い農業の確立を図るため、認定農業者などの担い手に農用地の流動化を推進することによって、規模拡大及び農用地の効率的な利用を図る。

### (1) 農業従事者の育成・支援対策

- ・地域農業を担う対策として、新たな認定農業者を育成するとともに、農業経営改善計画の計画期間が終了する認定農業者については計画の達成状況を点検し、さらなる経営改善を目指す農業者に対しては、新たな計画の作成指導に努めていく。
- ・瀬戸農業塾を活用し、新規就農者の増加を図るとともに、就農計画に基づく生産、収益が達成できるよう支援していく。

### (2) 農業生産組織の活動促進対策

- ・各関係機関と連携のもとで、生産組織のリーダーとなる農家の育成等を行うとともに、J Aの各生産部門別組織活動の活性化に努めていく。

### (3) 農作業の受委託対策

- ・認定農業者は兼業農家や高齢農業従事者がJ Aを仲介し、受委託に努めていく。

(4) 農作業の共同化対策

- ・地域での農作業の実態を把握するとともに、農業機械の共同利用を含めた農作業の共同化の推進に努めていく。

(5) 農用地の集団化対策

- ・農用地の効率的かつ総合的な利用のため、農地中間管理事業を積極的に実施するとともに、農業委員会や農地中間管理機構との連携を進める中で、経営の規模拡大、農地の集団化に努めていく。
- ・農地に係る情報について、農地台帳等を活用しつつ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し、農業者への情報提供を行い、「地域計画」に位置づけられた農業を担う者（地域の中心となる経営体等）への利用集積と農用地の集団化に努めていく。

(6) 地力の増進対策

- ・地域ぐるみや基幹経営体ごとの輪作体系の確立を支援するとともに、地力増進作物の活用、土壌分析に基づく施肥や耕畜連携を推進する中で、家畜排せつ物やもみ殻等の有機性資源による利活用を図り、消費者の安全・安心志向に対応した環境保全型農業を推進することで、地力の維持増進を図る。

(7) 地産地消の推進

- ・少量多品目など消費者ニーズを踏まえた地産地消と、減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業の推進、消費拡大イベント開催による地元農産物のPRなど地産地消の拡大に努めて行く。
- ・学校給食に地場農産物を利用する等、地産地消を推進して行く。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、消費者ニーズに対応した農業の持続的発展を図り、環境と調和のとれた農業生産への取り組みを推進する。耕畜連携による飼料作物の作付け、バイオマス資源（家畜排せつ物やもみ殻等）の有機性資源による利活用を図り、消費者の安全・安心志向に対応した環境保全型農業を推進する。また、卸売市場向けの販売と直売施設等での販売のバランスを図りながら販路の確保・開拓を推進する。

また、市の地産地消の主になる施設である農産物直売施設は、今後も消費者のニーズに合わせた形で、施設の充実を図って行くものとする。

さらに、観光産業との連携や都市住民との交流を含めた農業の展開を推進するほか、6次産業化による新商品等の開発と販売促進を図るため、国等支援策の活用や市独自でも支援に努めていく。

#### (1) 品野地区

安全・安心な農産物を直売方式による流通体制の確立を推進するために必要な農業近代化施設の整備を行う。また、直売による都市と農村との交流を推進するために必要な農業近代化施設の整備を推進する。また、環境保全型農業と持続可能な循環型社会の構築を実現するため、家畜排せつ物などをたい肥化する施設整備を推進する。

#### (2) 水野地区

農地の集積と農作業受委託を図るために必要な農業機械の導入・更新を推進する。また、高収益型農業や環境に配慮した安全・安心な少量多品目の生産に必要な施設整備を推進する。

#### (3) 幡山地区

消費者ニーズに対応した、うまい米づくりと多品目の野菜の栽培を視野に、安全・安心な農産物を直売方式による流通体制の確立を図るために必要な施設の整備を推進する。

#### ア 水稻

担い手の育成強化、大型コンバイン等の高性能農業機械の導入・共同利用を進め、低コスト化を推進する。また、環境にやさしい農業を目指して、土づくりを推進するとともに、減農薬・減化学肥料栽培などにより安全でおいしい米づくりを推進する。

#### イ 野菜

消費の多様化・周年化が進んでいるため、需要動向に対応できる安全で高品質な野菜の計画的な生産出荷を図るため、栽培施設等の近代化を推進する。

ウ 畜産

耕種農家との連携強化による水田における飼料作物の生産拡大を図るとともに、粗飼料の自給率向上を図る。

**2 農業近代化施設整備計画**

該当なし

**3 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業を取り巻く環境は、農業生産の基盤である農地の減少とともに、農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻となっている。本市の農業の活性化を図る上で、農業生産に必要な不可欠な農地の保全とともに、担い手の育成・確保などを拡充するために、地域の中心的な農業従事者を「地域計画」に位置づけていく必要がある。また、女性農業者は、農業の活性化に重要な役割を果たしていることから、より一層農業経営への参画を促進することが必要である。

地域農業の担い手を育成・確保するため、有効性のある助成措置のほか、農業者への農業関係の各種情報の提供を推進する。

また、本市は、新規就農を希望する市民を対象に瀬戸農業塾を開催している。農業労働力の高齢化や基幹的農業従事者の減少が進む中、地域農業を持続していくため、瀬戸農業塾を活かし、新規就農者の育成に努めていく。

さらに、農業技術指導体制の確立とともに、地域農業の担い手や新規就農者の販路として、平成22年度に産地収益力向上支援事業で整備された農産物直売施設（道の駅瀬戸しなの）やJAへの農産物の出荷とともに、農産物加工品の出荷を促進していく。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

就農希望者を対象に青年等就農資金等の活用を図り就農支援を行うほか、農業生産基盤となる農地の確保は、農業委員会と一体となって、農地の貸し借りや取得に対する支援体制を確立するとともに、農業関係制度資金の活用を図る。

また、子どもたちに農作業体験などを通じて、農地の多面的機能など、農業に対する理解を深めることで、長期的な視点で将来の農業の担い手を確保する。

さらに、市民農園等での農作業の体験を通じて、農業に対する理解を深め、担い手の確保の一助とする。

#### (1) 農地確保の支援

生産基盤となる農地の確保は、農業委員会やJA等と一体となって、農地の貸し借りや取得に対する支援を行う。

#### (2) 技術指導及び機械・施設の導入支援

県、JA等と連携して、「認定農業者」に協力を要請し、栽培技術支援のほか、機械・施設の導入支援を行う。

(3) 資金の支援

独立自営就農時における経営開始資金による支援を行うほか、必要な制度資金などの情報提供を行う。

(4) 高齢農業者の支援

本市農業を担う農業従事者は高齢化が進行する中、高齢者のもつ豊かな経験と円熟した技術を活かした農業生産活動や地域活動の促進が課題である。そこで、高齢者を農業や地域活動の担い手として、また、地域の生活文化の伝承者として位置づけ、営農・生活技術の伝承、地域活動の活性化等の面において高齢者が生きがいを持って農業に関する活動を行うことができるよう支援する。

(5) 女性農業者の支援

女性がいきいきと活動し、豊かな魅力ある農業を目指すため、女性農業者の能力向上及び農業経営参画促進を図る。さらに、女性農業者が男性農業者とともに良好なパートナーとして参画できるような環境を整え、家族経営協定の締結を推進する。

(6) 食育の推進

子どもたちの「生きる力」を育むとともに、農業への理解を促進し、次世代の農業の担い手や支援者を育成する観点から、農業体験学習の推進を図ることが重要である。このため、学校等での食育を通じて、学校教育との連携を深めるとともに、地元農産物を利用した学校給食の提供等を通じて、農業教育を今後とも推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は、広域幹線道路の整備に伴う商業集積のほか観光資源も豊富であり、名古屋市や豊田市等、商工業の集積する都市と隣接しており、直結する鉄道網も整備されているため、就業機会に比較的恵まれた立地である。

しかし、下表のとおり、134名が他産業部門を主とした農業従事者であり、今後についても農業従事者の安定的な就業機会の確保に努めるものとする。

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	市町村内			市町村外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自営業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日雇・臨時雇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 計		28	41	69	40	25	65	68	66	134

(注) 資料：令和2年農林業センサス（農業従事者数を算出）

令和2年国勢調査（市町村内と市町村外の人数を按分）

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

#### (1) 就業先となるべき事業にかかる施設等

該当なし

#### (2) 農業従事者の就業意向等を把握するための方策

該当なし

#### (3) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

農業従事者が円滑に就職できるように、職業相談や職業指導を実施する。

#### (4) 農村産業法に基づき計画の達成を図るための対策

該当なし

#### (5) 企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整

企業の進出に関する情報収集に努め、関係先との連絡調整を図りながら、地域の農業従事者の積極的な雇用を働きかける。

#### (6) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

農産物や農産物加工品の販売、農作業体験、伝統文化等の地域資源を活かし、就業の

場の創出に努める。

**3 農業従事者就業促進施設**

該当なし

**4 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本市は、豊かな自然や恵まれた居住環境を活かし、「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」を将来像に掲げ、誰もが幸せに暮らし、活躍していけるまちづくりを目指している。

今後は、誰もが健康で安全・安心に暮せるまちを目標に、住民生活の安定と質的な向上、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性の向上に努める。

#### (1) 安全性の向上

台風、集中豪雨、地震など自然災害に対し、迅速な災害応急対策や災害復旧防災活動などの防災体制の確立を推進するとともに、地域防災計画の見直しや住民に対する意識啓発及び避難訓練の実施などを通して地域の防災力向上に努める。

住宅の防火対策や地域の自主防火活動を推進することで火災予防体制の充実に努めるとともに、消防施設の整備や消防団の活性化など消防体制の充実に努める。

交通安全教室を実施するなど交通安全啓発を推進し、交通事故の減少に努める。

「安全で安心して暮らせる地域社会の実現」を目指し、警察、民間企業、自治会と協力して防犯活動を推進する。

#### (2) 保健性の向上

環境教育、広報活動、地域の清掃活動などを通して「循環型社会への意識改革」を推進し、ごみの減量・分別回収・リサイクルに努める。

市街化区域の汚水処理は、公共下水道事業による下水道整備を進める。一方、市街化調整区域の農業用水路等に生活雑排水を排水している地域の汚水処理は、水質保全のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

地域の「つながり」を大切にし、誰もが地域で安心した暮らしをおくるために、お互いがお互いを尊重し、認めあい、誰もが共に支えあう地域づくりを進める。

#### (3) 利便性の向上

本市は鉄道2路線（名古屋鉄道瀬戸線、愛知環状鉄道）のほか、日本の物流の大動脈でもある東名・新東名高速道路や中央自動車道などにつながる東海環状自動車道の2つのインターチェンジを有し、周辺へのアクセスに恵まれた立地にある。東海環状自動車道や近隣市につながる道路を整備し、適切な維持管理を行うことで、企業にとって円滑でリスクの少ない経済活動につなげるとともに、市民の移動の利便性向上を図る。

さらに、超高齢社会に対応した公共交通の拡充やリニア中央新幹線の開業を見据えた名古屋市へのアクセスの強化によって、将来の市民生活を一層豊かにすることを目指す。

また、デジタルシティ推進の一環として、公衆無線 LAN 等の情報基盤整備を図り、市民や観光客、企業にとっての情報発信・情報収集・情報共有の利便性向上に努める。

#### (4) 快適性の向上

市域を流れる河川は、市民の暮らしのすぐ近くを流れており、身近に水辺と緑を感じることができる親水空間を提供し、潤いのある市街地景観や森林や里山と一体となった自然景観を形成している。こうした河川を、水と緑のふれあいにより潤いや安らぎを感じることができるよう、『水と緑のネットワーク』として位置づけ、保全・活用を図る。

また、本市は「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むとともに、「福祉総合相談窓口」を開設して高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮者への相談支援体制の包括化を進めている。また、地域での交流の機会の充実に取り組み、共に支えあう意識づくりにつなげ、支援が必要な人の早期発見や見守り活動を推進する。

#### (5) 文化性の向上

1,000年以上の窯業生産の歴史や文化は本市固有の魅力であり、市内に点在する様々な歴史文化遺産等を観光・産業における地域資源として活用するとともに、それぞれの地域の歴史文化を活かしたまちづくりに繋げる展開を図る。

市民の郷土に対する誇りと愛着の醸成に繋げるため、郷土の伝統的な祭りの保存・継承の支援を行うとともに、多様な文化・芸術活動を行う市民・団体の取り組みへの支援等を推進する。

### 2 生活環境施設整備計画

該当なし

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

## 第9 付図

別添

- |   |                        |              |
|---|------------------------|--------------|
| 1 | 土地利用計画図                | (付図1号)       |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図          | (付図2号)(該当なし) |
| 3 | 農用地等保全整備計画図            | (付図3号)(該当なし) |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図           | (付図4号)(該当なし) |
| 5 | 農業就業者育成・確保施設整備計画図      | (付図5号)(該当なし) |
| 6 | 生活環境施設整備計画図            | (付図6号)(該当なし) |
| 7 | 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面 | (付図7号)       |

### 別記 農用地利用計画

#### (1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域 …………… 地番一覧表

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 …………… 該当なし

(2) 用途区分 …………… 地番一覧表